

## 共同宣言書

「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」の強化をはじめとした  
IUU 漁業および人権侵害対策の更なる改善を求める共同宣言書

2024 年 10 月 1 日

IUU 漁業撲滅を願う 14 の企業・団体（別紙 1）は日本政府に対し「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（以下、流通適正化法）の強化等により、違法・無報告・無規制（IUU）漁業や奴隷労働等の人権侵害を及ぼしている漁業によって調達された水産物の国内市場への流入防止を求めます。

EU、米国、中国に次いで 4 番目に大きな水産物輸入市場である日本が流通適正化法を施行し、IUU 漁業によって調達された水産物の国内市場への流入を防止する措置を開始したことは、SDGs、G7、G20 等で優先課題となっている IUU 漁業を撲滅するうえで、大変有効とされています。

しかしながら、この法律の対象魚種はまだ 7 魚種にとどまっており、水産物のサプライチェーンから確実に IUU 漁業を排除するためには、対象魚種の拡大など、改善すべき点がまだ多くあると認識しています。加えて、海外漁船における奴隷労働等の人権侵害の報告が多発する中、それら漁業に由来する水産物の流通を防止するとともに、漁業現場での人権侵害防止をしていくことも急務とされています。

IUU 漁業や奴隷労働由来の水産物は、不当に安価である傾向があります。それらの市場流入は、市場における過度な価格下落を招き、ルールを遵守している正規の漁業者を苦しめる要因の一つに挙げられます。日本においては、新漁業法をステークホルダーに浸透させる上での弊害とも言えるでしょう。世界の漁業者だけでなく、日本の漁業者、そしてそのサプライチェーンを含む水産業全体を守るためにも、国際連携および国内法令の強化による、さらなる対策が求められます。

そのような中、2024 年 9 月、水産庁が「水産流通の適正化推進会議」を開催し、IUU 漁業由来の水産物の流通をいかに防ぐことができるかについて有識者による検討を始めたことは、大変評価されるべきことであり、世界有数の水産大国日本の責任を果たす上でとても重要です。

そこで私たちは、いち早く IUU 漁業を撲滅するため、「水産流通の適正化推進会議」および水産庁に対し以下の 5 点を要望します。

1. 流通適正化法、外為法および 2 国間協定などの法的枠組みを強化することにより、IUU リスクが大きい魚種の国内流通を防ぐこと。特に流通適正化法においては、リスクが特に大きな魚種や地域等を優先として対象魚種の追加を急ぎ、そのためのロードマップを作成すること。
2. 日本に流通するすべての水産物に段階的に拡張できるような、電子漁獲証明書と報告システムを確立すること。
3. 国産および輸入水産物に対するトレーサビリティ・システムの開発および支援を行ない、IUU 漁業由来の水産物流通を防ぐこと。なおそのシステムは、高い透明性を確保し、EU および米国の既存の輸入管理制度と整合性のある主要データ要素(KDEs)を含み、GDST(Global Dialogue on Seafood Traceability)などの国際基準と一致するものとする。
4. 水産物を輸入する際に、製造・加工過程で人権侵害が発生していないことを保証するためのチェック体制を構築すること。
5. IUU アクションアライアンスといった国際的なプラットフォームと連携し、IUU 漁業撲滅を目指すこと。

私たちは、世界の IUU 漁業を排除し、効果的な管理と協力を促進し、持続可能性を推進するために、日本国内外のステークホルダーと引き続き協働してまいります。

以上

<賛同団体一覧>

(※法人格を除く五十音順)

- IUU フォーラムジャパン
- イオン株式会社
- 株式会社白福本店
- 株式会社きじま
- 共和水産株式会社
- 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- 大洋エーアンドエフ株式会社
- 東洋冷蔵株式会社
- 株式会社ニチレイ
- 株式会社ニッスイ
- 日本生活協同組合連合会
- マルハニチロ株式会社
- 三菱商事株式会社
- 株式会社明豊

